

大阪府性犯罪・性暴力被害者支援有識者検討会議 設置要綱

1 目的

大阪府における持続可能な性犯罪・性暴力被害者支援体制の構築に向け、支援にかかる関係団体等を構成員とする会議を設置し、ワンストップ支援センターの相談機能及び支援のコーディネート機能の強化並びに関係機関との連携とワンストップ支援センターのあるべき将来像について検討する。

2 構成

会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係機関・団体
- (3) 医療関係機関・団体
- (4) 精神保健関係機関・団体
- (5) 福祉関係機関・団体
- (6) 教育関係機関・団体
- (7) 男女共同参画関係機関・団体
- (8) 大阪府警察
- (9) その他必要と認めるもの

3 検討事項

会議は、次の事項について検討・意見交換を行うものとする。

- (1) ワンストップ支援センターの相談機能及び支援のコーディネート機能の強化に関すること。
- (2) 関係団体の連携に関すること。
- (3) ワンストップ支援センターのあるべき将来像に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

4 会議の運営

- (1) 会議を円滑に進行するため、構成員のうちから座長を置くものとする。
- (2) 会議は、協議事項に応じて、上記2に掲げる構成員のうち、関係のある構成員をもって開催することができる。
- (3) 必要に応じて、構成員以外の者に対して会議への出席を求めることができる。
- (4) 会議は、原則公開とする。ただし、会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。なお、会議の公開・非公開の決定は、検討会議の座長が当該会議に諮って行うものとする。
 - ア 会議において大阪府情報公開条例第8条又は第9条の規定に該当する情報に関し検討・意見交換を行う場合
 - イ 会議を公開することにより、公正・円滑な検討・意見交換が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

5 ワーキング

- (1) 特定の課題を調整又は推進するため、ワーキングを置くことができる。
- (2) ワーキングに関して必要な事項は、別に定める。

6 謝礼等

出席若しくは書面開催で意見書を提出した者については謝礼9,000円を支払うものとする。

7 事務局

会議の事務局は、大阪府危機管理室治安対策課に置く。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 26 日から施行する。